山田町所有者不明土地対策計画

２０２６（令和８）年３月

山　田　町

１　所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に対する基本的な方針

（１）背景・目的

地域における人口減少や高齢化が進む中、相続件数の増加や土地利用ニーズの低下、土地の所有意識の希薄化が進行しており、所有者不明土地や低未利用土地（以下「所有者不明土地等」という。）の増加が見込まれています。これらの土地は、まちの活性化や公共事業の実施を阻害するほか、適正な管理が行われないことで周辺の環境や景観、防犯に対して様々な問題を引き起こすおそれがあります。

本町では、今後更なる増加が見込まれる所有者不明土地等に対して総合的かつ計画的な対策を講じていくため、「山田町所有者不明土地策計画」を策定します。

（２）計画の位置付け

本計画は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）第45条第１項の規定による「所有者不明土地対策計画」であり、「所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（令和４年法務省・国土交通省告示第１号)」に基づき作成するものです。

また、「山田町総合計画」を上位計画として、「山田町空家等対策計画」等の関連計画と連携を図りながら、所有者不明土地対策に取り組みます。

（３）取組方針

本町では、年々、人口減少・少子高齢化の進行とともに土地の相続件数が増加しており、今後、地域を問わず管理不全状態となる土地が発生するおそれがあることから、次の取組方針に基づき各施策を進めることとします。

①所有者不明土地等の発生予防及び管理不全状態の解消

②所有者不明土地等の有効利用

（４）計画の対象とする地域

本計画では、町内全域を対象地域と定めます。

また、対象とする土地は、所有者不明土地法第２条第１項に規定する「所有者不明土地」、土地基本法（平成元年法律第 84 号）第 13 条第４項に規定する「低未利用土地」とします。

（５）計画期間

本計画の期間は、2026（令和８）年度から2030（令和12）年度までの５年間とします。

２　所有者不明土地等の発生予防及び解消を図るために講ずべき施策に関する事項

所有者不明土地等の発生を抑制するため、土地所有者に対し利活用や適切な管理を促します。

また、所有者不明土地が公共事業の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがある場合は、土地所有者の探索調査を実施したうえで、所有者不明土地管理制度等を利用し、所有者不明土地の解消に努めます。

３　所有者不明土地等の有効利用を図るために講ずべき施策に関する事項

周辺町有地と合わせ、一体的な利用が見込まれる所有者不明土地等は、地域経済の活性化や新たな雇用創出を図る企業誘致等に活用できる産業用地として活用を図るため、用地取得を視野に入れ、整備を推進します。

４　所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項

所有者不明土地等は、適正な管理が実施されないことで、景観や防犯等多岐にわたる問題を引き起こすおそれがあります。そのため、庁内関係部署と連携を図りながら本計画を推進します。

５　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項

所有者不明土地等の利用の円滑化や管理の適正化を推進するため、土地の利活用希望者や土地所有者に対して、適切に情報提供を行います。

６　その他所有者不明土地等の利用の円滑化等を図るために必要な事項

本計画は、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。